

『三重県新型コロナウイルス危機対応事業継続・緊急支援補助金』のご案内

公募開始

令和3年2月5日（金）

※詳しくは、募集案内をご覧ください。

申請期間

令和3年2月15日（月）から3月8日（月）消印有効【郵送】

※先着順ではありません。審査のうえ補助事業者を決定します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模企業に対して、感染症拡大防止や生産性向上等に要する経費の一部を補助することにより、三重県内の小規模企業の事業継続への緊急支援を図ることを目的とします。

2. 補助内容

《対象者》 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年11月から令和3年1月のいずれかの月の売上高が前年同月比で**30%以上減少**している、三重県内に主たる事務所又は事業所を有する**小規模企業**

※「小規模企業」とは、下表に該当する事業者をいいます。
(要件を満たすNPO法人、企業組合、事業協同組合等も対象となります)

業種	常時使用する従業員数
①卸小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
②卸小売業・サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
③製造業その他の業種（①②を除く）	20人以下

《補助率》 補助対象経費の**4/5以内**

《補助限度額》 **50万円** ※62.5万円（税抜）以上の補助対象事業費に対し、50万円を補助します。
(消費税課税事業者の場合)

《事業対象期間》 交付決定日から令和3年9月30日（木）まで

3. 対象となる経費

三重県版経営向上計画に基づく販路開拓や生産性向上、感染症拡大防止などの事業取組に要する経費

事業の例

- 飲食店のデリバリーやテイクアウト導入にかかる広告やネット販売システムの導入
- テレワークやオンライン会議など働き方の新しいスタイルを導入するための機器購入
- 店舗改装、バリアフリー化工事、顧客向けトイレの改装工事
- 感染症拡大防止対策として取り組む店舗改装やレイアウト変更、換気対策、衛生用品の購入

補助対象の経費

補助対象は、支援対象となる事業に必要な次の経費です。

(ただし、人件費・旅費・消耗品などは対象外です。)

- ①広報費 ②展示会等出展費 ③開発費 ④感染防止対策費 ⑤雑役務費 ⑥借料
- ⑦機械装置等費 ⑧設備処分費 ⑨委託費 ⑩外注費 ⑪その他特に必要と認められた経費

4. 応募に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 経営向上計画書（第1号様式の2）
- (3) 支出計画書（第1号様式の3）
- (4) 売上高減少確認書（第1号様式の4）
- (5) 役員等に関する事項（第1号様式の5）
- (6) 直近1期分の財務諸表の写し
（法人の場合は貸借対照表、損益計算書）
（個人で青色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、貸借対照表、損益計算書）
（個人で白色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、収支内訳書）
- (7) 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し。個人の場合は、住民票抄本の写し。
※交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの

申請書類の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

三重県 事業継続 補助金

検索

※様式の送付を希望する場合は、
下記問い合わせ先までご連絡ください。

5. 事業の採択基準

※当事業の予算額は、5億円です。（50万円/件×1,000件）

提出いただいた書類をもとに、以下の審査項目に基づき、審査を行います。結果については、「交付決定通知」または「不採択通知」として、文書により申請者へ通知します。

- (1) 必要性：新型コロナウイルスの影響など、対応すべき課題が生じているか。
- (2) 目的性：新型コロナウイルスの影響を踏まえ、経営向上を図るために適切な取組であるか。
- (3) 実現可能性：事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
- (4) 有効性：事業計画は、期待される効果が得られるものになっているか。
- (5) 合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

(注) 令和2年度に三重県が実施した「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（三重県版経営向上計画連携型）」及び「三重県地域企業再起支援事業費補助金」の採択事業者についても申請できますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を幅広く支援するため、それ以外の事業者に対して加点措置します。

6. 採択事業者の条件

- 補助事業は、補助金の交付決定日（令和3年3月下旬予定）以降に、事業着手してください。
- 事業実施期間の令和3年9月30日までに業者への支払を完了させ、令和3年10月20日までに三重県産業支援センターへ事業実績報告書を提出してください。
- 補助金の支払は基本的には事業完了後となりますが、必要と認める場合は、交付決定額の2分の1まで概算払することができます。
- 補助事業の経理事務にあたって、不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- 補助金申請時に作成した経営向上計画書（第1号様式の2）に基づいて「三重県版経営向上計画（ステップ2）」を策定し、令和3年度末を目途に申請のうえ認定を受けてください。

● 申請書提出先・問い合わせ先

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 事業継続補助金担当

電話：059-253-2760

※ 電話等の対応は、土・日・祝日を除く平日9時から17時までです。

※ 補助金申請書類は、郵送により提出してください。